

市会議案第 3 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 9 日提出

吹田市議会議員 榎内 智

同 齋藤 晃

同 橋本 潤

吹田市条例第 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第35条第3号中「団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

（1）職員団体が支出すべきチェックオフの経費を税金で賄っていること、（2）市は職員個人から同意なくチェックオフを行っていること、（3）健全な労使関係の確保と風通しの良い職場環境の形成が必要であること、以上の理由から職員団体費のチェックオフを廃止し、もって市民から信頼される市政を実現する必要があるため、本案を提出するものです。

吹田市一般職の職員の給与に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給与からの控除)</p> <p>第35条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 法第52条の規定による職員団体がその構成員たる職員から徴収する<u>団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、近畿労働金庫の積立貯金及び諸貸付金の返済金に相当する金額</u></p> <p>(4) }</p> <p>(5) } -----略-----</p> <p>(7) }</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第35条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 法第52条の規定による職員団体がその構成員たる職員から徴収する近畿労働金庫の積立貯金及び諸貸付金の返済金に相当する金額</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } -----略-----</p> <p>(7) }</p>